

平成30年9月

委託機関 各位

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
共済事業推進部

## 経営セーフティ共済制度改正の施行日のお知らせ (中小企業倒産防止共済制度)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当機構の共済業務に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）につきましては、平成30年8月10日付けにてお送りしております「経営セーフティ共済制度改正に係る対応について（案内・依頼文）」で「今秋（平成30年9月～11月頃）に改正される予定」とご連絡いたしました改正法令の施行日が、平成30年9月25日に定まりましたので、ご連絡いたします。

本通知は、事務統括担当部署宛にお送りしておりますので、以下の点にご留意のうえ、支店への周知をお願いいたします。

改正法令の施行日が直前まで判明せず、施行後のご連絡となってしまう、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒よろしくをお願いいたします。

### 1. 制度改正事項の適用時期について

---

#### (1) 共済事由の拡大

平成30年9月25日以降、取引先事業者に「でんさいネット<sup>※1</sup>の取引停止処分」および「災害によるでんさい<sup>※2</sup>の支払不能」を共済事由（取引先事業者の「倒産」）とした共済金の貸付けが受けられるようになりました。（ただし、「でんさいネットの取引停止処分」は、平成30年9月25日以降に発生したものに限ります。）

当該事由による共済金貸付けの請求を受けた場合は、平成30年8月10日にお送りしている「事務取扱要領（追補版）」を基に事務手続きを行ってください。

※1 株式会社全銀電子債権ネットワーク

※2 でんさいネットが記録する電子記録債権

## (2) 契約解除の例外規定の追加

共済契約者が12か月分以上の掛金を滞納した場合には、共済契約が解除されることとなっておりますが、平成30年9月25日以降に災害等共済契約者の責に帰することができない事由が発生したことに起因する掛金の滞納につきましては、共済契約が継続できるようになりました。

当該事項についての事務は、発生いたしません。

## 2. 制度改正に伴う様式変更について

制度改正に伴い、「契約申込書」(様式㊦101)、「事例集」(様式㊦102)、「パンフレット」(様式㊦901)、「制度のしおり」(様式㊦902)を新様式に改訂しておりますが、平成30年9月25日以降も全ての様式が引き続きご使用になれます。旧様式がなくなりましたら、順次新様式をご使用ください。

なお、ご請求により中小機構から発送する資料(様式)は、平成30年9月25日に発送する分から新様式に切り替えました。「事務取扱要領」、「Q&A」をご請求の場合は、「事務取扱要領(追補版)」、「Q&A(差込版)」と従来の様式を、新規に加入したご契約者さまにお送りする「加入者必携」を発送する際には、「加入者必携(差込版)」を、一緒に発送いたします。

※「共済金貸付請求書」(様式㊦301)等のその他の様式は改訂しておりません(元号対応にあわせた改訂を予定)ので、現行様式を引き続きご使用ください。

## お問い合わせ先

050-5541-7171 (共済相談室)

【受付時間】 平日：午前9時～午後6時

中小機構HPの「手続き一覧」で、お客様のお手続きをご紹介します。

「様式一覧」にて様式を入手することもできますので、ご利用ください。

経営セーフティ 検索